

# 行政改革推進本部専門調査会小委員会 ヒアリング資料

平成19年2月6日  
経済産業省

## ．基礎事項

### 1．当省の業務内容（別紙1参照）

#### 柔軟な事業・雇用環境の整備

我が国の事業環境は、経済社会の大きな変化や大競争時代に直面する企業の競争力の確保などの課題に対応する必要がある。

新しい変化に対応できるように、迅速な意思決定、企業再編の円滑化のために経営の自由度を確保するための環境を整備。

#### IT革命への対応

IT革命による物理的、空間的、時間的な制約の解消などのメリットを活かすため、障害となる既存の経済取引ルールの見直しや消費者・プライバシー保護などの取引ルールの整備、行政手続の電子化、セキュリティ対策などを通じた情報経済化への円滑な移行。

#### 中小企業／地域経済の支援

中小企業については、経営者に対する啓発・情報提供や資金面、ものづくり・技術面の支援等によりIT革命への対応を促進すると

ともに、創業・経営革新の支援、小規模企業からベンチャー企業までの相談にきめ細かく応じられる経営支援体制の整備。

地域経済については、起業、IT等都市型の新事業の立地などを促進するような柔軟な地域経済構造を構築することにより、地域の自律的・内発的・多様な発展を促進。

## イノベーション（技術革新）の促進

絶え間ないイノベーション（技術革新）を促す強靱で柔軟なイノベーションシステムを構築すると同時に、創造力豊かな人材の育成や研究開発投資の重点化などを通じて、人材や革新的技術シーズ、知的基盤といった知的資源を充実。

## 環境・エネルギー・少子高齢化の制約の克服

環境・エネルギー問題、少子高齢化など、一般的には経済成長のための制約要因と捉えられがちな課題を、新たな成長の機会とすることが必要。

このため、事業者による競争の下での効率的で柔軟な財・サービスの提供を促進するような環境整備を行うことを重視しつつ、循環型経済社会の構築や総合的なエネルギー供給体制の整備を推進。

## 多参画社会の実現

価値観の多様化や社会変化に対応し、様々な主体が様々な場面で、自己の責任において行動できるよう、雇用形態や税制、行政の在り方、人材育成制度、消費者政策など広範な分野にわたって制度設計の見直しを実施。

## 対外経済関係の深化

近年、経済のグローバル化は深化し、地球上の経済活動が情報、金融、人材、技術、貿易や投資などあらゆる面で一層緊密化。

国家間の制度改革の動きが激化するなかで、我が国経済の発展にとって必要な事業環境を国際的に整備するよう、重層的な対外経済政策を展開。

## 2 . 職員数・職員構成

### (1)職員数

8 , 5 4 9 名(19 年 3 月 31 日現在、定員ベース)

### (2)組織構成

別紙 2 参照。

## 3 . 職員団体、組織人員及び組織率

### (1)組合数

1 ( 全経済産業労働組合 )

### (2)組織構成

1 1 支部( 本省、 特許庁、 北海道、 東北、 関東、 中部、 近畿、 中国、 四国、 九州各経済産業局、 及び 北陸支局に支部を設置)

5 独立行政法人( 経済産業研究所、 工業所有権情報・研修館、 産業技術総合研究所、 製品評価技術基盤機構、 日本貿易保険)

### (3)組織人員及び組織率

組織人員 2,300名

組織率 32.2% (2,300名 / 7,152名)

「登録職員団体表(18年3月31日現在；人事院)」による。

なお、7,152名は、非管理職の人数。

### (4)在籍専従者

4名

## ・事前質問事項

### 1 . 人事管理の業務全般の内容

国家公務員法、給与法、国家公務員倫理法等に則り、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに研修に関することを幅広く実施。

新規採用、人事配置等の実施

俸給額の決定等の給与管理

服務規律の遵守徹底

職員団体との会見、情報提供の実施

人材育成のための研修の実施

その他

### 2 . 労使関係、団体交渉等の状況、現状の労使関係の課題等

#### (1) 労使関係、団体交渉等の状況

労使間の課題について、適時、会見や情報提供等を行うことにより、良好な労使関係を築いているところ。

団体交渉に関しては、本省においては、会見の実施、質問状や要望書に対する回答及び情報提供を実施している(平成17年度の会見状況(本省)は、別紙3参照)。

なお、特許庁及び地方支分部局等においても、それぞれ同趣旨の会見、情報提供等を実施している。

## (2)現状の労使関係の課題

組合からは、処遇(賃金改善、昇格改善等)、評価制度の在り方等について、要望が出されている。

## **3 . 今後の人事管理、労使関係、労働基本権の在り方**

### (1)今後の人事管理、労使関係

適材適所の人材配置、規律の確保及び執務環境の改善を進め、組織全体のパフォーマンスの向上を図ることが必要。

今後も、会見や情報提供等の場を通じ、職員の意見、要望等を聞く機会を設ける等、円滑な労使関係の構築に努めることが重要。

### (2)労働基本権の在り方

簡素で効率的な政府における公務の範囲とはどのように考えるか、このような公務の範囲を前提とした上で、それぞれの公務の類型に応じた従事者のあり方をどのように考えるか、そして、これら及び国民主権・財政民主主義の原理も踏まえた上で、労働基本権を含む公務員の労使関係のあるべき姿についてどのように考えるか等、本調査会で議論されている様々な論点を踏まえ、慎重に検討を進めていくべき課題であると考えている。

## 4 . その他

(公務員の在り方、公務員制度改革、分限処分の在り方について)

### (1)公務員の在り方、公務員制度改革

経済の複雑・高度化、少子高齢化、グローバル化、環境・エネルギー問題の顕在化など、行政が対応すべき課題も専門化・複雑化する中で、効果的な政策を効率的に実現することが求められている。

公務員は、政策課題をくみ上げて実現に結びつける高い能力と、現場に根ざした深い知識を兼ね備え、こうした国民の期待にしっかりと応えなければならない。

公務員制度改革は、このような有為な公務員が、高い使命感を持って、安んじて能力を発揮できるような改革を目指すべき。

### (2)分限処分

法令に則り適正に対処することが重要と考えている。

# 経済産業省の業務(本省)

## 主要政策

経済活力の向上、国際競争力の強化へ向けた経済構造改革の推進等

(主に経済産業政策局、商務情報政策局関係)

我が国の経済活力の向上、中小企業をはじめとする最先端産業の育成等による国際競争力の強化へ向け、経済全般の運営に関する基本方針の策定に関する企画立案や、経済構造改革の推進による創造的事業活動を支える柔軟で強靱な経済社会システムを、中長期的かつ総合的な観点から構築。

- ・産業構造の改善、産業組織や金融、税制など企業関連諸制度や市場環境の整備、産業人材の育成、産業技術開発や特許庁と連携した知財戦略の推進、ITの利活用促進を通じた事業環境整備。

- ・技術革新の動向等を踏まえつつ、消費者保護、製品安全、情報セキュリティの確保、原子力安全、企業等における産業保安体制の整備などを通じた安全・安心で信頼性の高い経済社会基盤の構築。

- ・経済活動の基盤となるエネルギーのセキュリティ確保のため、省エネルギー社会経済システムの実現など柔軟で強靱なエネルギー需給構造の構築。

地方局と広域的な連携体制を展開し、地域における経済活力の向上、産業の活性化のための環境整備や、広域市町村圏を単位とした地域産業戦略をはじめとする施策の企画立案。等

対外経済の円滑な発展と、国内経済産業政策と国際経済産業政策の一体的推進

(主に通商政策局、貿易経済協力局関係)

知的財産政策をはじめとする国内の経済産業政策や、資源エネルギー政策と整合し、それぞれの政策分野の政策目標を効果的に達成しつつ、我が国の経済活力向上、国際競争力強化に資する通商・貿易に関する枠組み・ルールの策定、国際的な事業環境の整備、経済協力の推進。等

新産業の創造などを通じた産業の活性化・競争力の強化等

(主に製造産業局、商務情報政策局、産業技術環境局関係)

製造業や中小企業を始めとする我が国の産業群(モノ作り、IT、環境・リサイクル、バイオ、流通、サービスなど)の競争力強化、新産業創造へ向けた総合的な戦略の推進。

新規事業創出やベンチャー企業育成のための事業環境整備、産業クラスターを通じた個別プロジェクトの実施、中小企業の活性化。

地球温暖化や資源・エネルギー制約、環境制約の克服を通じた経済活力の向上、産業競争力強化のための省資源・循環型経済社会システムの構築。

経済活力の向上、国際競争力の強化や産業技術開発、基準認証の推進と環境整備。等



# 経済産業省の業務（資源エネルギー庁）

## 主要政策

### 総合的なエネルギー政策の企画・立案等

中長期的な経済活力の向上を図っていく観点から、エネルギー情勢分析とそれを踏まえたエネルギー国家戦略及び「エネルギー基本計画」（案）の策定。  
中長期のエネルギー需給見通しの策定。  
50年、100年単位の超長期のエネルギー制約、環境制約とその克服に向けた「超長期エネルギー技術ロードマップ」の策定。  
エネルギー関連統計の充実及び的確な利用の促進。  
エネルギーに関する広報、啓蒙普及（「エネルギー白書」など）。  
産油国・産ガス国との関係強化、IEAを通じた消費国間の石油備蓄の協調放出などによるエネルギー安全保障の確保等エネルギーに関する国際戦略の企画・実施。  
日本経済の活性化や、資源・環境制約克服に向けた技術開発の推進、エネルギー産業の競争力強化に向けた支援。 等

### 省エネ対策・新エネ対策の着実な推進（省エネ・新エネ部関係）

経済活力に資する省エネルギー社会の実現を図るため、省エネ法等に基づく制度、予算、税制の活用等による総合的な省エネルギー・新エネルギーの促進。  
太陽光発電、燃料電池や水素関連の研究開発、実証試験、設備導入等、先進的省エネルギー・新エネルギー技術の開発、普及。  
アジア諸国の経済発展に資する、省エネ・新エネ分野における制度構築、技術移転などの国際協力と、それによる我が国エネルギー産業の国際展開の促進。 等

### 資源・燃料政策（資源・燃料部関係）

石油・天然ガスの安定供給へ向けた、自主開発の推進と供給源の多様化、産油・産ガス国との関係強化等、通商・貿易を通じた枠組を含めた資源・燃料に関する総合的な戦略・対策の策定・展開。  
石油製品の安定的かつ効率的な供給へ向けた、石油販売業の経営の高度化、石油製品の品質規格の策定などの石油市場の環境整備。  
バイオ由来燃料の活用など燃料の多様化の推進。  
石油の供給途絶などの事態に備えた、石油、LPガスの備蓄の着実な推進。  
石炭の安定供給確保に向けた海外炭開発等への支援、環境調和的な石炭利用技術の開発・実証・普及。  
レアメタル等の鉱物資源の安定供給確保のための戦略・対策の策定・展開。 等

### 電気・ガス事業政策（電力・ガス事業部関係）

電力の効率的・安定的な供給、中立機関・卸電力取引所の創設等の公正な競争促進のための制度設計・構築、着実な市場監視、監査等、電気事業を巡る市場環境の整備。  
ガスの効率的・安定的な供給、ガス関連インフラ整備促進等、ガス事業を巡る市場環境の整備。  
原子力政策大綱を踏まえた、投資環境の整備、技術・人材の育成、地域との対話の促進など安全確保を前提とした原子力発電の推進。  
六ヶ所再処理工場、中間貯蔵施設等の円滑な立ち上げや立地の推進、プルサーマルの実施、関連技術の開発等核燃料サイクルの推進。  
高レベル放射性廃棄物の最終処分等の放射性廃棄物対策の推進。  
高速増殖炉への移行シナリオの検討・研究開発。 等

# 経済産業省の業務（原子力安全・保安院）

主要政策
<p><b>原子力の安全の確保</b></p> <p>原子力発電の推進と並行しつつ、原子力発電所や、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理施設、廃棄物埋設・管理施設について、その設置前から運転終了後まで一貫して安全を確保するため、原子炉等規制法・電気事業法を始めとする法令の策定・整備、安全審査、定期検査、保安検査等の実施。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災訓練の実施、「オフサイトセンター」（原子力施設から少し離れた場所に設置する緊急事態応急対策拠点）の整備等、原子力に関する総合的な防災対策の実施。</p> <p>国際的なテロの脅威等を踏まえた、原子力施設からの核物質の盗取や原子力施設に対する攻撃に備えた対応など、核物質防護・セキュリティ対策のための法令策定・整備、国際協力等の実施。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p><b>産業保安の確保</b></p> <p>技術開発や標準化の動向等を踏まえ、国民生活及び産業活動に関わりの深い高圧ガス、電力、都市ガス、熱供給、LPガス、火薬類、鉱山などに係る安全を確保するため、高圧ガス保安法等の法令の整備、技術基準や検査方法の策定、施設等の設置許可、定期検査、立入検査による監督等の実施。</p> <p>電力・ガスといったライフライン分野における地震や台風、大雪などの自然災害、各産業施設における大規模事故災害に対応するための体制整備。</p> <p>産業保安施設に対する武力攻撃やサイバーテロに備えた安全の確保。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p><b>信頼確保のための広聴・広報</b></p> <p>安全確保・保安に関する業務についての透明性の確保、国民全般からの信頼確保のため、積極的な広聴・広報活動の実施。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

# 経済産業省の業務(中小企業庁)

## 主要政策

### 中小企業の事業環境の整備(事業環境部関係)

我が国の国際競争力の基盤である中小企業に対する適切な融資、産業金融機能の強化、信用保証制度の適正な運用などによる、中小企業の資金調達の確保・円滑化のための環境整備、財務会計の健全性・適正な財務経理の確保。

設備投資の促進、技術力の強化へのインセンティブの設定等、日本の産業の基盤・中核である中小企業の成長、円滑な事業運営のために必要な税制制度の構築。

取引先企業の倒産や災害の発生等、経済環境の劇的変化の緩和のための円滑な資金供給等の実施。

等

### 中小企業の経営支援と活性化(経営支援部関係)

競争力ある産業の創出に向け、中小企業が単独で行うイノベーション(経営革新)、連携して行うイノベーション(新連携)の促進・支援等、中小企業の事業活動の活性化。

地域経済の活性化のため、地域に設置された再生支援協議会を中心とした中小企業の事業再生の支援・環境整備。再生へのリスクマネー増加のための、地域再生ファンドの創出等の支援・環境整備。

商工会議所、商工会などの中小企業支援組織や地方局と連携し、創業や、経営革新を目指す中小企業者、経営資源の乏しい小規模企業に対して経営支援を行う体制等の整備。

めっき、プレス加工、鋳造など、日本の産業競争力の源泉となる優れた基盤技術を有する中小企業に対する、金融面、研究開発面等の支援・環境整備。

コンパクトなまちづくりの推進等へ向けた、商店街や中心市街地等に対する支援・環境整備。

等

# 経済産業省の業務（特許庁）

## 主要政策

### 産業財産権の保護による産業の発達

特許法等に基づく産業財産権の付与、産業財産権を巡る紛争の早期解決等のための審判等を通じ、産業財産権の保護や活用の推進を行い、中長期的な我が国の経済活力向上の観点から、産業政策とも連携して産業の発達を推進。

なお、政府の知的財産推進計画(知的財産戦略本部(本部長:小泉総理大臣)決定)に基づき、目下、増大する特許審査請求に対応した迅速・的確な特許審査の実現等に取り組む。

### (1) 審査

特許権(発明に関する強力かつ排他的な最大20年間の独占権)等について、新規性、進歩性、産業上利用可能性に加え、公序良俗違反、公衆衛生阻害要因等の観点から、その可否・適否の判断を行い、適当な場合には権利付与を行う業務、審査基準の策定等の業務を実施。

特許協力条約に基づく国際出願の受理・予備審査、審査迅速化のための各国特許庁との審査協力(審査結果・サーチ結果の相互利用、各国でのサーチ・判断手法に関する比較・検討・調整等)等の業務を実施。

### (2) 審判

審査の妥当性判断、権利をめぐる紛争の早期解決を目的として、準司法的手続に基づいて、審判官の合議体が行う行政審判業務等を実施(無効審判等の当事者系審判(権利付与後の審判)、拒絶査定不服審判等の査定系審判(権利付与前の審判)等)。

審判は裁判の一審に相当。

### (3) 組織運営管理・制度企画・国際調整等

審査・審判等に係る体制整備、予算、情報システム等の運営管理に関する業務を実施。

審査・審判等の業務と一体となっていく、法制度の企画、審査・審判処理体制の企画、法令の解釈・適用や特許制度等の国際的調和等の業務を実施。

弁理士制度の企画、弁理士試験の実施及び弁理士の管理・監督等に係る業務を実施。

# 経済産業局の業務(本省の地方支分部局)

## 主要政策

経済産業局は、以下のような、各地域の実情を踏まえた広域的な経済活性化施策、製品安全や消費者保護等国民生活の安全・安心のために必要不可欠な施策等を実施。

### 産業クラスター計画の推進

産学官のネットワークの下、全国に国際競争力のある新事業を次々と生み出す産業集積の形成を図る「産業クラスター計画」に基づき、都道府県やブロックの枠を越えて、広域的な産学官のネットワークの形成を促進。本省が把握する各々の産業の構造的課題点、海外との競争力の優劣の状況などを踏まえ、本省と一体となって、日本経済全体としての視点から支援が必要な案件を選定し、その技術開発支援等を重点的に実施。同様に、来年度から5年間を同計画の第2ステップと位置付け、各プロジェクトの個別計画を地域の実態を反映しつつ策定中。

### 製品安全、消費者保護、貿易管理、エネルギー、環境、中小企業等の分野での規制・制度の実施

全国統一的な基準に基づき、以下のような製品安全、消費者保護等の各種規制・制度の運営及び見直し等を、本省と連携しつつ的確に実施。

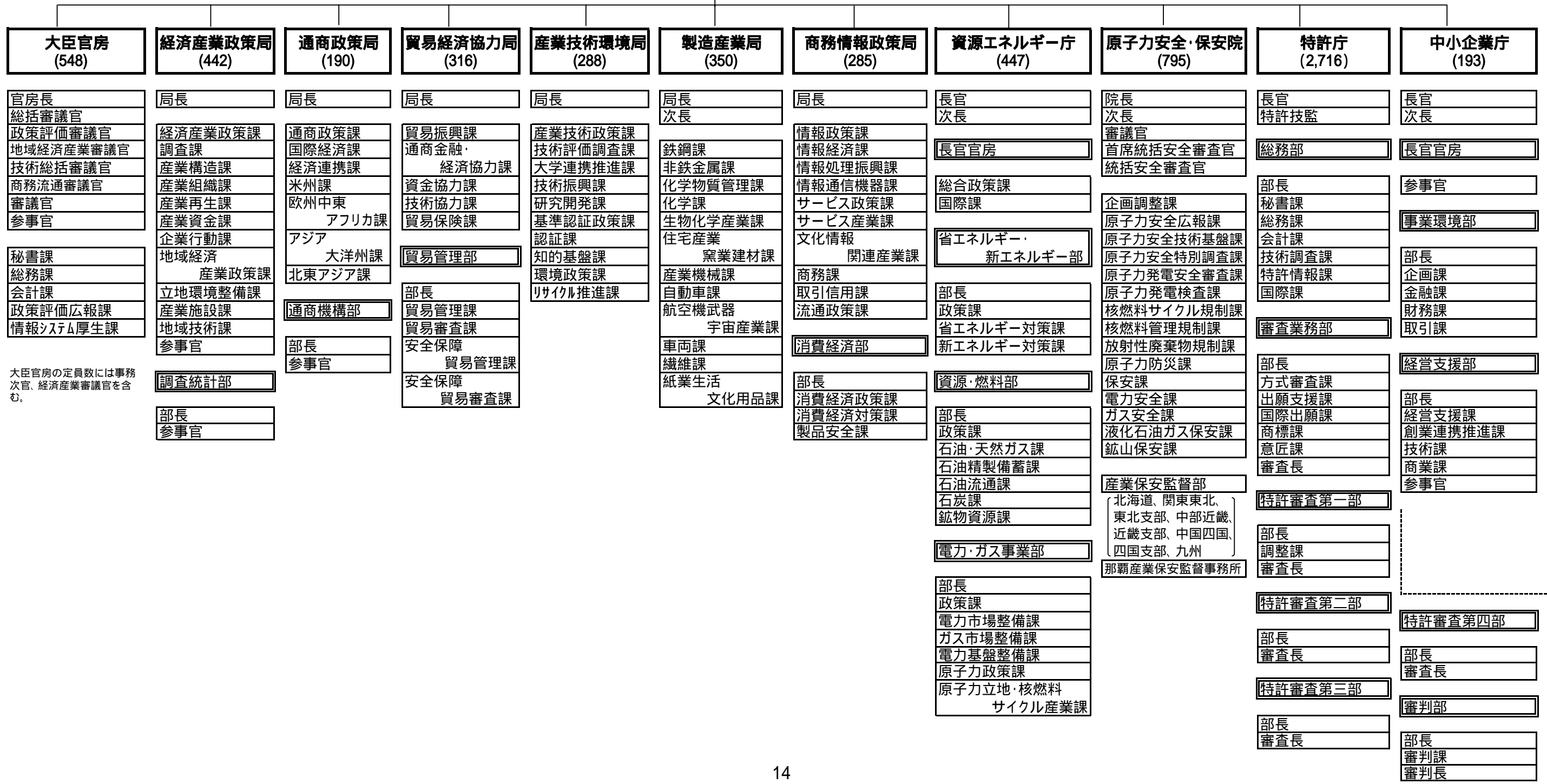
- 電気用品等の安全確保(電気用品安全法)
  - 訪問販売業者等による勧誘行為に伴うトラブル未然防止、違法取引防止(特定商取引法)
  - 象牙製品の流通管理(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)
  - 省エネ法に基づく立入検査
  - 家電リサイクル法に基づく立入検査
  - 公正取引委員会と連携し下請取引の適正化(下請代金法)
  - 鉱区の設定
- 等

経済産業省  
(8,549)

大臣  
副大臣  
副大臣  
大臣政務官  
大臣政務官  
事務次官  
経済産業審議官

経済産業局  
(1,956)  
〔北海道、東北、関東、  
中部、近畿、中国、  
四国、九州〕

経済産業研修所 (23)



大臣官房の定員数には事務次官、経済産業審議官を含む。

(別紙3)

会見当事者別会見回数及び会見日(平成17年度)

会見当事者	回数	月日
大臣	1回	4月25日
官房長	3回	7月13日
		10月31日
		3月27日
大臣官房秘書課長	3回	4月15日
		7月25日
		11月11日
大臣官房参事官(労務担当)	10回	4月27日
		7月12日
		7月27日
		7月29日
		10月31日
		11月8日
		12月7日
		1月31日
		2月24日
		3月3日
大臣官房厚生企画室長	1回	12月14日
調査統計部長	3回	5月19日
		7月29日
		11月14日
調査統計部参事官(併任総合調整室長)	5回	6月22日
		9月22日
		12月21日
		2月20日
		3月29日
経済産業政策局地域経済産業グループ地方調整室長	3回	7月13日
		11月10日
		2月24日
原子力安全・保安院企画調整課長	2回	7月13日
		11月9日